

建築コスト 游学 ②②

国の契約情報の公開： 随意契約規定や英米両国との比較に ふれつつ

コスト研では、平成18年度より自主研究として公共建築工事等の入札結果を分析している。この分野の情報発信は、20年前の本誌連載「入札あれこれ」が初だった。連載1で古川修は、入札期待値や落札確率を論じた米国のフリードマンやゲーツの伝統的入札論文に触れた後、皮肉たっぷりにこう語った。

「……ところで日本のコントラクターの担当者つまり見積り、営業、決定者などで、この程度の初歩的な方法を知り、利用している人に筆者は会ったことがない。話題となったこともない。まして研究論文を見たこともない。そこでこれが単なる情報不足か、日本の入札には競争がないか、実際の入札はもっと複雑でこうした算術の介入する余地はないか等々、仮説は様々に立てられる。」(古川修「入札あれこれ【1】」本誌1994Winter号pp.5-7)

古川が紹介した米国論文は1950年代のオペレーションズ・リサーチ (OR) 分野のものである。入札の研究は、理論研究が先行し、ゲーム理論を応用した研究などを産んだ。また、時々得られる入札結果データを使った実証論文もたくさん作られた。このように、海外では古くから入札研究が盛んだっただが、日本ではそれまで皆無に近かった¹。筆者らは上記連載に関わったが、当該分野の日本での研究の進展に幾分かは寄与できたと考えている。

その後、2001年4月施行の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号、以下、入札契約適正化法)を根拠に、各発注主体が入札結果データを公開し始め

た。そして、これを利用した研究が、上述の自主研究を含め、日本建築学会や土木学会を中心に近年、盛んに行われるようになったのである。

今回は、入札分析に役立つような情報の公開が、国内外でどの程度進んでいるのかを概観した。

* * *

よく知られているように、JACIC (一般財団法人日本建設情報総合センター)では、2004年頃から「入札情報サービス (略称:統合PPI)」をウェブ上で運営している。公共機関が発注する工事や業務の発注見通し、公告、入札経過等を電子情報としてとりまとめ、提供するサービスである。現在のところ、国は5省庁の41機関、都道府県3、指定都市2、市区町村2の情報が提供されている。言わば建設分野の公共調達ポータルサイトと言える。

因みに、外国でこれとよく似ているのが、欧州委員会 (EU) のSIMAP²というサイトである。ここでは入札契約情報の提供ばかりではなく、電子入札自体もTED (Tenders Electronic Daily) というページで行われる。見た限りでは、日本の統合PPIよりは大規模かつ包括的なものである。その意味で、統合PPIは入札結果情報を得るには格好のサイトだが、すべてがあるわけではない。

ところで、入札契約適正化法によって入札経過の情報は、公開が前提となっている。国が例年9月に調査・公表する「入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果」によれば、インターネット上での落札結果の公表は努力義務事項でありながら、国、特

1 海外での入札研究の経緯詳細は次の拙稿を参照。土木学会公共調達制度評価特別小委員会「日本建設企業の入札戦略に関する調査報告書」2010.3の「第3章 海外における入札戦略研究の経緯と課題」(http://www.jsce.or.jp/committee/jyuten/files/H21j_06.pdf)

2 英語の公式名ではInformation about European public procurementという。24の公用語に対応している。一定規模以上の公共調達はこのポータルサイトを通じてEU統一ルールで行われる。詳細は本誌No.74、2011.7の拙稿記事pp.28-29を参照。

殊法人、都道府県、指定都市ではそのほとんどが実施済みの状況である。やや遅れている市区町村でも65.7%もある(表1)。つまり、ほとんどの公共発注者はインターネットで落札結果は公表済みとしている。逆に言えば、統合PPIのカバレッジは部分的なもの、ということになる。

* * *

そこで、国全体の公共調達の数すべてが分かる統計はないものかと調べてみた。表2(次頁)は唯一のものと思われる財務省「契約金額及び件数に関する統計」である。この統計が取られ始めたのは比較的最近のことで、谷垣・財務大臣(当時)による「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日財計第2017号)に基づき、各省各庁の長から送付を受けた各年度の契約に関する統計をまとめたものである。最新の平成23年度では154,597件、6兆9,428億円の内訳が示されている。「公共工事等」と「物品役務等」を合わせたもので、前者のみだと、37,971件、2兆6,020億円を占める。

上記通達が出されたのは、公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議で「競争性のない随意契約の見直し」の方向性が示されたことによる。この時期を境に、公共工事分野では指名競争や随意契約がほとんど見られなくなり、総合評価方式による一般競争入札が徐々に支配的になった。「公共工事等」(工事+業務)の部分を見直しした表2を見ると、そのことがよく分かる。平成18年度と平成23年度では、

表1 インターネット上での入札公告等の情報の公開について [努力義務] (H24.9.1現在)

	公表している			公表していない		
	発注見通しに関する情報	入札公告、入札説明書等	落札結果			
国	19 100.0%	16 84.2%	18 94.7%	19 100.0%	0 0.0%	
特殊法人等	126 100.0%	126 100.0%	125 99.2%	124 98.4%	0 0.0%	
地方公共団体	都道府県	47 100.0%	47 100.0%	47 100.0%	47 100.0%	0 0.0%
	指定都市	20 100.0%	20 100.0%	20 100.0%	20 100.0%	0 0.0%
	市区町村	1,292 75.0%	1,144 66.4%	985 57.2%	1,131 65.7%	430 25.0%
	小計	1,359 76.0%	1,211 67.7%	1,052 58.8%	1,198 67.0%	430 24.0%
計	1,504 77.8%	1,353 70.0%	1,195 61.8%	1,341 69.3%	430 22.2%	

(注) 国土交通省・財務省「入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果」(平成25年9月10日発表)より作成。

一般競争契約が件数ベースで8%→14%(金額ベースでは25%→32%)と増加し、逆に指名競争契約が13%→7%(同・8%→3%)、随意契約が7%→4%(同・5%→3%)と減少した。なお、この統計では250万円未満のいわゆる「少額随契」は、もともと除外されている。

この統計を見て、随意契約(随契)が意外に多いという印象を抱く方もいるだろう。なぜなら、国土交通省が行う公共工事では0.4~2.1%程度であって³、近年ほとんど存在しないからである。では、どんな随契が行われているのか?

残念なことに、財務省の公表する統計では公共建築工事だけの集計値は得られない。得られるのは国全体の数字であり、平成23年度では随契62,421件、3兆2,288億円の理由別内訳は表3の通りだ。競争性があるとされる企画・公募による随契や、競争に付しても落札者がいないための随契が増えつつある状況だけが読み取れる。

* * *

かなり古い話となるが、随契の必要性については、「今日官廳の契約方法を観るに、随意契約程愛用されてゐるものはない。何れの省に於ても随意契約を乱用してゐることは否定すべからざる事實であらう」(宮澤喜一郎著『官廳契約規定論』昭和13年4月、p.229)とされていたように、かつての随契は今よりもっとポピュラーな存在だったようだ。それだけに、随契の法的根拠は「会計法」や「予算決算及び会計令(以下、予決算)」等で、こと細かなルールがある。意外に知られていないと思われるので、触れてみたい。

表3の財務省の統計では、次の6類型で集計している。根拠条文や随契の略称も合わせて示す。

1. 契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)……文化財、特殊工事など
2. 緊急の必要により競争に付することができない場合(会計法第29条の3第4項、予決算第102条)

3 土木を含む国土交通省の建設工事で、随契の件数を数えた。(下表)

	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY	H24FY	合計
工事件数計	8,721	12,616	12,658	10,313	10,406	10,111	64,825
うち随契	115	103	56	194	216	102	786

(注) コスト研調べ。H22以降の増加は震災が関係すると思われる。

表2 日本政府の公共工事等（公共工事、調査・設計業務等）の契約状況の推移（上：件数、下：金額）

区 分	件数 (件)						同・割合					
	H18FY	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY	H18FY	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY
競争契約	35,926	35,533	34,694	39,320	32,573	32,454	21%	20%	20%	23%	22%	21%
一般競争契約	13,111	18,232	20,897	25,613	22,372	21,977	8%	10%	12%	15%	15%	14%
指名競争契約	22,815	17,301	13,797	13,707	10,201	10,477	13%	10%	8%	8%	7%	7%
随意契約	11,749	11,549	10,441	8,523	4,648	5,517	7%	6%	6%	5%	3%	4%
所管公益法人等との随意契約	4,113	3,309	2,985	1,879	671	968	2%	2%	2%	1%	0%	1%
それ以外の法人等との随意契約	7,636	8,240	7,456	6,644	3,977	4,549	4%	5%	4%	4%	3%	3%
合計	47,675	47,082	45,135	47,843	37,221	37,971	27%	26%	26%	27%	25%	25%

区 分	金額 (億円)						同・割合					
	H18FY	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY	H18FY	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY
競争契約	24,951	26,965	28,331	28,534	21,313	24,061	33%	32%	35%	35%	33%	35%
一般競争契約	19,016	23,892	26,516	26,588	19,969	22,176	25%	28%	33%	33%	31%	32%
指名競争契約	5,935	3,073	1,815	1,947	1,344	1,885	8%	4%	2%	2%	2%	3%
随意契約	4,152	4,634	4,287	2,992	1,343	1,960	5%	6%	5%	4%	2%	3%
所管公益法人等との随意契約	1,476	1,356	1,286	658	142	242	2%	2%	2%	1%	0%	0%
それ以外の法人等との随意契約	2,676	3,278	3,001	2,334	1,202	1,717	4%	4%	4%	3%	2%	2%
合計	29,103	31,599	32,618	31,526	22,656	26,020	38%	38%	40%	39%	35%	37%

(注1) 財務省「契約金額及び件数に関する統計」（各年度版）より「物品役務等」を除いて集計した。割合は、「物品役務等」を含めた合計に対するそれぞれの計数の占める割合のままとしている。なお、「公共工事等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条に規定する公共工事並びに当該公共工事に係る調査及び設計業務等をいい、「物品役務等」とは、統計の対象となる契約から「公共工事等」に係る契約を除いたものをいう。

(注2) 件数及び金額は、各年度に締結した支出原因契約（少額随意契約を除く）。

(注3) 計数は、それぞれ単位未満を四捨五入しているため、合計において一致しない場合や、精査により変動する場合がある。

(注4) 「所管公益法人等」とは、随意契約に関する統計で区分する所管公益法人、独立行政法人等、特殊法人等及び特定民間法人等をいい、「所管公益法人等以外の法人等」とは、「所管公益法人等」以外の法人又は個人をいう。

表3 日本政府の随意契約（物品役務等を含む）の内訳別推移（上：件数、下：金額）

区 分	件数 (件)						同・割合					
	H18FY	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY	H18FY	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY
随意契約	88,856	82,351	75,937	68,880	55,766	62,421	100%	100%	100%	100%	100%	100%
競争性のある契約方式	24,839	44,672	44,186	40,959	32,321	37,746	28%	54%	58%	59%	58%	60%
うち企画競争・公募を実施したもの	18,566	38,052	38,377	34,903	27,310	31,825	21%	46%	51%	51%	49%	51%
競争に付しても落札者がいない場合等	6,273	6,620	5,809	6,056	5,011	5,921	7%	8%	8%	9%	9%	9%
競争性のない随意契約	64,017	37,679	31,751	27,921	23,445	24,675	72%	46%	42%	41%	42%	40%
契約の性質又は目的が競争を許さない場合	71,659	56,204	51,834	57,111	45,852	51,870	81%	68%	68%	83%	82%	83%
緊急の必要により競争できない場合	520	617	503	377	1,369	1,843	1%	1%	1%	1%	2%	3%
競争に付することが不利と認められる場合	1,183	1,931	956	1,247	630	428	1%	2%	1%	2%	1%	1%
競争に付しても落札者がいない場合等	6,273	6,620	5,809	6,056	5,011	5,921	7%	8%	8%	9%	9%	9%
物品・特定役務の調達手続の特例適用対象	909	904	845	646	387	325	1%	1%	1%	1%	1%	1%
その他	8,312	16,075	15,990	3,443	2,517	2,034	9%	20%	21%	5%	5%	3%

区 分	金額 (億円)						同・割合					
	H18FY	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY	H18FY	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY
随意契約	39,940	42,352	37,205	35,705	29,458	32,288	100%	100%	100%	100%	100%	100%
競争性のある契約方式	12,304	19,341	19,353	18,325	16,160	18,559	31%	46%	52%	51%	55%	57%
うち企画競争・公募を実施したもの	8,797	15,662	15,243	12,883	12,447	12,836	22%	37%	41%	36%	42%	40%
競争に付しても落札者がいない場合等	3,507	3,679	4,110	5,442	3,713	5,723	9%	9%	11%	15%	13%	18%
競争性のない随意契約	27,636	23,011	17,852	17,380	13,298	13,729	69%	54%	48%	49%	45%	43%
契約の性質又は目的が競争を許さない場合	30,880	26,465	21,385	24,047	21,553	23,845	77%	62%	57%	67%	73%	74%
緊急の必要により競争できない場合	45	145	135	59	247	756	0%	0%	0%	0%	1%	2%
競争に付することが不利と認められる場合	211	1,045	901	714	357	294	1%	2%	2%	2%	1%	1%
競争に付しても落札者がいない場合等	3,507	3,679	4,110	5,442	3,713	5,723	9%	9%	11%	15%	13%	18%
物品・特定役務の調達手続の特例適用対象	2,286	2,568	2,549	3,438	1,558	823	6%	6%	7%	10%	5%	3%
その他	3,010	8,450	8,125	2,004	2,030	847	8%	20%	22%	6%	7%	3%

(注) 財務省「契約金額及び件数に関する統計」（各年度版）より作成した。本表は国の随意契約についての集計であり、「公共工事等」＋「物品役務等」である。その他は表2の注を参照のこと。

- の4第3項) ……【緊急随契】
3. 競争に付することが不利と認められる場合(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第4項) ……【有利不利随契】
4. 競争に付しても落札者がいない場合等(予決令第99条の2及び第99条の3) ……【不落随契】
5. 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令⁴の適用対象(会計法第29条の3第4項等)
6. その他(予決令第99条等)

個々はそれなりに理由のあることと思えるもので、必ずしも随契が「悪」とはならないであろう⁵。先に紹介した昭和13年の文献でも5類型51パターン(うち会計法関係だけでも3類型25パターン)を示すが、現行法令でもほぼ同数の随契パターンがある。建設省の時代のいわゆる「随契ガイドライン⁶」や財務大臣との協議資料⁷も出ている。これら法令の相互関係、詳細な適用例の分析などをしてみる価値は高い。ただ、裏付けとなる具体的な契約情報の入手は、当然ながら日本では難しそう⁸なのだが……。

* * *

ところで、表2、表3のような統計が諸外国ではどうなっているのだろうか？

上述のEUの統合サイトSIMAPにはそのような特別な集計は見当たらなかった。各国の政治上のガバナンスに属する問題のためかと想像する。ただ、基本的に西欧諸国では1980年代後半からの革新性に満ちた行政運営理論であるNPM(New Public

Management)が浸透しており、特に税金の使途に関する情報公開は徹底していると思われた。

そこで、英国の政府サイトを探すと、容易に財務省(HM)のOSCARデータベース⁹というのが見つかった。2008年以降の公的支出入の£1,000単位の生データが、使用した機関・部局、使用目的、地域など約90もある様々な属性情報とともに示されている。2008年度データは約5万件、2011年度では大幅に増えて約20万件の情報開示がある。OECD準拠の行政目的コード等を上手にたどれば、建設工事関係の契約情報が抽出できそうである。

* * *

米国の連邦政府の場合、もっと分かりやすかった。www.USASpending.govというウェブサイトで、FPDS-NG¹⁰というシステムが公開されている。small purchaseと呼ぶ10万ドル未満の少額契約を除き、連邦政府の全調達に関わる個別の契約情報が分かる。TASレポート¹¹と呼ぶ100MB程度のエクセル・ファイルには表4に数えた個別情報が掲載されていた。2009-10年度が多いのは、リーマンショック後の景気刺激策であろう¹²。

1レコード(件)には80程度の属性情報が付く。調達部局や契約相手名や契約額はもちろんのこと、産業分類コード、調達の法令根拠の適否、競争相手数、契約日と完了日など、調達方法にまで踏み込んだ情報が充実している。契約額の大きさ順の発注機関別上位企業リストもFPDSで公開される。

表4 米国のFPDS-NGのデータ数調べ(2013.10末時点)

	FY09	FY10	FY11	FY12	FY13	FY14
すべて	27,356	35,785	13,730	6,161	3,896	40
うち建設	4,954	14,156	6,826	3,238	1,311	9

- 4 昭和55年11月18日政令第300号。この第12条、第13条が随契関係の規定。関係規定を参照すると随契パターンの多さが分かる。
- 5 財務省の発行雑誌「フィナンシャル・レビュー」2011.2では、一般競争入札と競争性のない随意契約の負荷比較を行った論文が掲載されている。あるシミュレーションの結論は、発注機関の人的負荷による所要コストは、「一般競争の方が随契より高い」(p.169)というものである。そのことから、随意契約見直し計画の推進は「調達コストの増加を招くだけ」と結論している。
- 6 「工事請負契約における随意契約方式の的確な運用について」(昭和59年7月11日建設省発第308号官房長通達)
- 7 「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項の規定に基づく協議について」(平成8年2月27日建設大臣から大蔵大臣あて)
- 8 なお、統合PPIに随契データが含まれていることがある。コスト研の調べでは、国土交通省関係の公共建築工事で、平成18年度に29件、19年度に21件、20年度に9件があった(内部研究会資料)。

- 9 The Online System for Central Accounting and Reporting の略。2010年6月以降、政府機関の公的支出一切の生データがCOINS(the Combined On-line Information System)というデータベース・システムから公開されたが、それを使いやすく改良したもの。COINSは財務省が政府財政運営のサポート、予算立案、財務統計、政府勘定(WGA)、国家統計局(ONS)へのデータ提供等に使うシステム。
- 10 The Federal Procurement Data System-Next Generation の略。
- 11 Treasury Account Symbol (TAS)
- 12 2013年度以降が少ないのは年度途中のためだろうか。データ入手時点で、本システムに登録されていた個別情報の集計であって、少額契約分の漏れがあることなど、連邦政府の調達のすべてではないことは、分析上留意すべきである。

表5にNAICS産業分類コードで抽出したこの間の建設工事データ約3万件について、3つの属性を集計した。表5①のハッチ付きは非競争的な調達であり、表5②の非競争的集計とほぼ同数である。その割合は件数で13.7%、金額で7.9%となる。一方、表2から算出される日本の随契割合が件数で14.5%、金額で7.5%（平成23年度）である。日米の随契割合が同レベルなのは、興味深い事実と言えよう。

以上をまとめると、英米両国での公共調達情報の公開は個別情報ベースであって、徹底している。一方、日本でのそれは、統合PPIを始め、ある部分では非常に詳しいが、公共調達の全体像やミクロな状況の確認がしにくい、とは言えるだろう。

（総括主席研究員 岩松 準）

（参考文献）
財務省財務総合政策研究所編集・発行「フィナンシャル・レビュー No.104：特集・政府調達制度の法と経済学」2011.2

表5 米国連邦政府の建設分野の公共調達契約額（2009-2013）の分析

①競争方式別の内訳

Extent Competed (競争の程度/範囲)	件数	金額 (1000\$)	1契約当\$
FULL AND OPEN COMPETITION (完全公開競争方式: FAR 6.102(a)(b)(c)等)	12,844 42.10%	11,981,080 66.20%	932,815
FULL AND OPEN COMPETITION AFTER EXCLUSION OF SOURCES (一部条件付きの完全公開競争方式)	11,532 37.80%	4,335,244 23.90%	375,932
NOT AVAILABLE FOR COMPETITION (競争に付すことができないもの)	3,754 12.30%	1,370,849 7.60%	365,170
COMPETITIVE DELIVERY ORDER (競争的方法による物品注文)	838 2.70%	282,815 1.60%	337,488
NOT COMPETED (競争に付さなかったもの)	170 0.60%	44,333 0.20%	260,782
COMPETED UNDER SAP (SAP該当で競争的な方法によるもの)	1,027 3.40%	33,656 0.20%	32,771
NOT COMPETED UNDER SAP (SAP該当で競争的な方法でないもの)	185 0.60%	21,102 0.10%	114,065
NON-COMPETITIVE DELIVERY ORDER (競争的方法に抛らない物品注文)	38 0.10%	7,067 0.00%	185,983
FOLLOW ON TO COMPETED ACTION (FAR 6.302-1に規定する随契理由)	5 0.00%	506 0.00%	101,119
NA (不明)	101 0.30%	26,050 0.10%	257,920
合計	30,494 100.00%	18,102,702 100.00%	593,648

（注）SAP: Simplified Acquisition Procedureとは、国内は30万ドル未満、国外では100万ドル未満で、緊急、防衛等の理由により各機関長がみとめた調達で、簡易な手続きによるもの。連邦調達規則FARのPart 13に記述がある。また、FAR 6.302-1はタイトルが「Only one responsible source and no other supplies or services will satisfy agency requirements」で、他に契約相手がいない等の特別な理由。

②非競争的方法による調達の内訳(①のハッチ部分の内訳)

Reason Not Competed (競争ではない理由)	件数	金額 (1000\$)	1契約当\$
AUTHORIZED BY STATUTE (FAR 6.302-5(a)(2)(i): 法令規則で認められたもの)	3,891 12.80%	1,389,955 7.70%	357,223
URGENCY (FAR 6.302-2: 希で抗し難い緊急性のため)	45 0.10%	17,887 0.10%	397,482
ONLY ONE SOURCE - OTHER (FAR 6.302-1のその他の理由による随契)	90 0.30%	17,053 0.10%	189,480
FOLLOW-ON CONTRACT (FAR 6.302-1(a)(2)(ii/iii): 契約継続が有利なもの)	28 0.10%	5,984 0.00%	213,729
BRAND NAME DESCRIPTION (FAR 6.302-1(c): 特定ブランドでの調達が必要)	5 0.00%	1,839 0.00%	367,783
PUBLIC INTEREST (FAR 6.302-7: 機関長がみとめた公益のため。但し、議会への告知等が必要)	3 0.00%	1,521 0.00%	506,950
UNIQUE SOURCE (FAR 6.302-1(b)(1): 他に契約相手がいない)	22 0.10%	1,258 0.00%	57,173
UTILITIES FAR 41.2 (FAR 6.302-1(b)(3): 電力・ガス・水等の供給)	15 0.00%	1,101 0.00%	73,430
SAP NON-COMPETITION (FAR 13: SAP該当で競争的な方法でないもの)	26 0.10%	769 0.00%	29,579
PATENT/DATA RIGHTS (FAR 6.302-1(b)(2): 特許権、著作権に基づくもの)	1 0.00%	100 0.00%	99,999
MICRO PURCHASE THRESHOLD (FAR 13.3に規定する少額随契; ※本来はこのデータベースの対象外)	10 0.00%	19 0.00%	1,876
NA (不明; 多くは競争的な方法での調達と思われるもの)	26,358 86.40%	16,665,210 92.10%	632,264
合計	30,494 100.00%	18,102,696 100.00%	593,648

③(参考)募集手続き別の内訳

Solicitation Procedures (募集手続き)	件数	金額 (1000\$)	1契約当\$
NEGOTIATED PROPOSAL/QUOTE (FAR 12, 13, 15: プロポーザルや見積交渉)	13,461 44.50%	9,494,455 52.90%	705,331
SUBJECT TO MULTIPLE AWARD FAIR OPPORTUNITY (FAR 16.505(b): 複数業者による複数年・平等機会契約)	5,514 18.20%	2,828,909 15.80%	513,041
SEALED BID (FAR 14: 封印入札)	5,861 19.40%	2,738,046 15.30%	467,164
TWO STEP (FAR 6.102: 入札とネゴによる二段階方式)	500 1.70%	1,451,120 8.10%	2,902,241
ONLY ONE SOURCE (募集手続きをしない場合)	3,479 11.50%	1,316,325 7.30%	378,363
SIMPLIFIED ACQUISITION (FAR 13: 簡易な手続きSAPによるもの)	1,335 4.40%	72,730 0.40%	54,479
ALTERNATIVE SOURCES (FAR 6.202(a)(1)~(6): 機関長決定による代替)	57 0.20%	35,602 0.20%	624,598
ARCHITECT-ENGINEER (FAR 6.102(d)(1): 建築エンジニアリング・サービス)	13 0.00%	8,051 0.00%	619,345
合計	30,220 100.00%	17,945,239 100.00%	593,820

（注）2013年10月末時点で、大統領府にある経営予算局OMBのFPDS-NG (The Federal Procurement Data System-Next Generation) データベースにて公開されていた2009-2013年度の連邦政府の全調達契約情報(約87,000レコード)より集計。米国産業分類NAICSコードで「23.Construction」の情報だけを利用(表4下段も同じ)。各表とも金額合計順にソートした。なおカッコ書きの日本語は仮訳である。